

文部科学大臣賞選考に関する内規

(趣旨)

第 1 条 この内規は、俳文学関係著作に係る文部科学大臣賞授賞に関する条例（平成 20 年伊賀市条例第 75 号。以下「条例」という。）に基づき表彰する文部科学大臣賞選考について必要な事項を定める。

(委員の委嘱までの手順)

第 2 条 伊賀市長は、俳文学会事務局へ 2 月中旬までに選考委員長候補者（以下「委員長候補者」という。）の推薦を依頼し、3 月上旬までに報告を受けるものとする。

2 伊賀市長は、委員長候補者へ 3 月中旬までに選考委員候補者（以下「委員候補者」という。）の推薦を依頼し、3 月下旬までに委員長候補者が作成した委員候補者の名簿により報告を受けるものとする。

3 伊賀市長は選考委員長（以下「委員長」という。）及び選考委員（以下「委員」という。）を 4 月 1 日付で委嘱する。

4 伊賀市長が委嘱した委員長及び委員が欠けた場合、委員長及び条例第 7 条第 3 項の規定により指名された委員は速やかに新たな委員を伊賀市長へ報告するものとする。ただし、新たな委員が必要でないと認められる場合は、補充しないこととする。

(対象著書目録等作成担当者)

第 3 条 伊賀市長は、対象著書目録等作成担当者の選定を委員長又は委員長候補者に依頼し報告を受けるものとする。

2 伊賀市長は、対象著書目録等作成担当者に目録等の作成を依頼する。

(対象著書)

第 4 条 委員長は、4 月初旬に対象著書目録等作成担当者に前年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日の間に刊行された対象となる著書の目録作成を指示し、4 月中旬までに受け取り、更に検討を加え、新たに作成した目録（以下「目録」という。）を伊賀市長に送付する。

2 委員は、委員長が作成した目録から授賞対象著書が漏れている場合には、新たに授賞対象著書を目録に加えることができる。

(選考書類)

第 5 条 伊賀市長は、4 月中旬に次の各号に掲げる書類を作成し、委員長及び委員に送付し、選考を依頼する。

(1) 選考依頼書

(2) 目録

(3) 選考委員会開催日程調整表

(選考準備)

第6条 委員長及び委員は、予め目録の中から授賞候補著書2点に順位をつけ選定し、それぞれに400字程度の推薦文を認め、選考委員会（以下「委員会」という）に持参する。

(委員会の開催)

第7条 委員長は原則7月下旬から8月上旬のうちに委員を招集し選考委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(授賞候補著書の決定)

第8条 授賞候補著書の決定は、委員長及び委員の討議により行うものとする。

(欠席の届け出)

第9条 委員長及び委員が、委員会を欠席する場合は、予め作成した推薦文に委任状を添えて伊賀市長に届けるものとする。

(報告)

第10条 委員長は、委員会において授賞候補著書が決定した場合、速やかに審査概要等必要な書類を添え、伊賀市長及び（財）芭蕉翁顕彰会長に報告する。

(会議の公開)

第11条 委員会は、著者の保護すべき情報について審議する可能性があるため非公開で行うこととする。ただし、委員会終了後、審査概要については公開することとする。

附則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

改正 平成20年4月1日